



基 発 第 9 6 2 号

平成13年11月5日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示について

近年、被災労働者等から診療費請求内訳書、薬剤費請求内訳書及び労災保険訪問看護費用請求内訳書（以下「診療費請求内訳書等」という。）の開示を求める要望が高まっていることにかんがみ、政府管掌健康保険等の取扱いに準じて、被災労働者等から診療費請求内訳書等の開示の求めがあった場合は、主治医に本人の診療上支障が生じない旨を確認した上で当該診療費請求内訳書等を開示することとしたので了知されたい。